

第2期和歌山県人事委員会事務局障害者活躍推進計画

令和5年4月1日

和歌山県人事委員会

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、和歌山県人事委員会が作成する障害者活躍推進計画である。

機関名	和歌山県人事委員会事務局
任命権者	和歌山県人事委員会
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
和歌山県人事委員会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>和歌山県人事委員会事務局は、職員定数が18人の小規模な機関であり、職員は、独自に募集・採用を行うのではなく、県庁内の他機関からの出向により配置されている。</p> <p>障害のある職員が配置される場合には、その障害特性や個性に応じて活躍することができる職場を構築する必要がある。</p> <p>また、令和6年4月からの段階的な法定雇用率の引上げを見据え、引き続き障害者を対象とした職員採用試験を実施していく必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	○実雇用率を上げるため、障害者を対象とした職員採用試験を毎年度実施する。
②定着に関する目標	○不本意な離職を生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。</p> <p>○障害のある職員の相談窓口として両課の副課長を位置付ける。</p> <p>○人事異動により、新たに障害のある職員が配置される場合には、本人の了解を得た上で、障害特性や必要な配慮についての情報を事前に共有し、必要に応じて、庁内外の関係機関と連携し、適切な支援や配慮を切れ目なく講じていく。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新たに障害のある職員が配置されたり、中途障害のため従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、必要に応じて、庁内外の関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的実施している人事評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○職員の障害に関する理解促進・啓発のため、障害理解に関する研修を職員全員が受講できるよう、毎年継続して研修を実施する。</p>
<p>4. 職員採用試験の実施</p>	<p>○障害のある人の雇用を促進するため、引き続き障害者を対象とした職員採用試験を実施する。</p> <p>○当委員会が実施する職員採用試験において、受験申込時に配慮を希望する事項を確認のうえ、点字や拡大文字による受験、補装具の使用、手話通訳等、障害特性に応じて可能な限りの対応を行う。</p>
<p>5. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>